

議第 123 号

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市観光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例

下呂市観光交流センター条例（令和３年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前								
（名称及び位置） 第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>湯めぐり館</u></td><td>下呂市森1075番地 1</td></tr></table>	名称	位置	<u>湯めぐり館</u>	下呂市森1075番地 1	（名称及び位置） 第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>下呂市観光交流セ ンター</u></td><td>下呂市森1075番地 1</td></tr></table>	名称	位置	<u>下呂市観光交流セ ンター</u>	下呂市森1075番地 1
名称	位置								
<u>湯めぐり館</u>	下呂市森1075番地 1								
名称	位置								
<u>下呂市観光交流セ ンター</u>	下呂市森1075番地 1								
（事業） 第 4 条 施設が行う事業は、次のとおりとする。 （１）・（２） （略） <u>（３） 商工及び物産振興に関すること。</u> <u>（４） （略）</u> <u>（職員）</u> 第 5 条 <u>施設に必要な職員を置く。</u>	（事業） 第 4 条 施設が行う事業は、次のとおりとする。 （１）・（２） （略） <u>（３） （略）</u> <u>（指定管理者による管理）</u> 第 5 条 <u>市長は、地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせるものとする。</u> <u>（指定管理者の指定の手続等）</u> 第 6 条 <u>指定管理者の指定の手続等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下呂市条例第 32号）の定めるところによる。</u> <u>（指定管理者が行う業務）</u> 第 7 条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u> <u>（１） 施設の維持管理に関する業務</u>								

改正後	改正前
	(2) <u>第4条に規定する事業に関する業務</u> (3) <u>施設の利用許可、取消し、制限及び停止に関する業務</u> (4) <u>施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</u> <u>(指定管理者の責務)</u> <u>第8条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。</u> <u>2 指定管理者は、施設に関する業務を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u>
<u>(開館時間)</u> <u>第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>(休館日)</u> <u>第7条 施設の休館日は、設けない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。</u> <u>(入館者の遵守事項)</u>	<u>(利用時間)</u> <u>第9条 施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> <u>(休館日)</u> <u>第10条 施設の休館日は、設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けることができる。</u> <u>(利用の許可等)</u>

改正後	改正前
<u>第8条 施設を利用する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> <u>（１） 施設又は附属設備を損傷しないこと。</u> <u>（２） 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。</u> <u>（３） 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。</u> <u>（４） 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。</u>	<u>第11条 第3条第1号に規定する地域交流室、若しくは附属施設等を占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。</u> <u>2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</u> <u>3 指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならない。</u> <u>（１） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u> <u>（２） 施設に損害を与えるおそれがあると認めるとき。</u> <u>（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u> <u>（４） 施設の管理上支障があると認めるとき。</u> <u>（５） 前各号に掲げるもののほか、施設を利</u>

改正後	改正前
<u>(利用の禁止又は退館)</u> 第9条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u> (3) <u>その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</u>	<u>用させることが適当でないと認められるとき。</u> <u>(利用許可の取消し等)</u> 第12条 指定管理者は、前条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取消し、又は許可の条件を変更し、若しくは利用を停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) <u>詐欺その他の不正な行為により利用の許可を受けたとき。</u> (3) <u>許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。</u> (4) <u>災害その他不可抗力により、会館等が利用できなくなったとき。</u> (5) <u>その他、指定管理者が管理上特に必要と認めるとき。</u> 2 <u>指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責は負わない。</u> <u>(利用権の譲渡等の禁止)</u> 第13条 <u>利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u> <u>(利用料)</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>第14条 利用者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。</u> <u>2 利用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。</u> <u>（利用料の減免）</u> <u>第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料を減免することができる。</u> <u>（特別の設備）</u> <u>第16条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u> <u>（原状回復の義務）</u> <u>第17条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。また、利用を取消され、停止されたときも同様とする。</u> <u>（損害賠償の義務）</u> <u>第18条 利用者及び施設の入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。</u>
<u>（損害賠償の義務）</u> <u>第10条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u>	

改正後	改正前								
(委任) <u>第11条</u> (略)	(委任) <u>第19条</u> (略) <u>別表 (第14条関係)</u> <u>基本利用料金</u> <u>利用区分</u> <table><tr><th><u>利用区分</u></th><th><u>利用料</u></th></tr><tr><td><u>施設の区分</u></td><td></td></tr><tr><td><u>地域交流室</u></td><td><u>1 時間当たり 上限</u> <u>1,210円</u></td></tr><tr><td><u>附属施設等</u></td><td><u>規則で定める。</u></td></tr></table> <u>利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、</u> <u>その端数を 1 時間とする。</u>	<u>利用区分</u>	<u>利用料</u>	<u>施設の区分</u>		<u>地域交流室</u>	<u>1 時間当たり 上限</u> <u>1,210円</u>	<u>附属施設等</u>	<u>規則で定める。</u>
<u>利用区分</u>	<u>利用料</u>								
<u>施設の区分</u>									
<u>地域交流室</u>	<u>1 時間当たり 上限</u> <u>1,210円</u>								
<u>附属施設等</u>	<u>規則で定める。</u>								

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市観光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 施設名を湯めぐり館に改めます。

(第2条関係)

(2) 施設が行う事業に、商工及び物産振興に関することを追加します。

(第4条関係)

(3) 指定管理者に関する項目、施設の利用に関する項目を削除します。

(第5条～第10条関係)

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)